

2008年
11月号

発行日 平成20年11月14日(第6号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区二新宿5-8-1第一ともえビル

今の特集:

- 特集1 『情報リテラシーを身につけよう』
- 特集2 『扶養の範囲内ではたらくということ』

オフィスタNEWS 11月号発行にあたって

今月の「オフィスタNEWS」をはじめて全面的に担当しましたhirokoです。

そろそろ寒い季節に突入してきましたがみなさん風邪などひいておられませんでしょうか。お仕事の方もお仕事をお探しの方も体が大事ですのでご健康にはお気を付けくださいね。さて、今月号でははたらくママさんやこれからお仕事を探す主婦の方からのご質問が多い「扶養控除」について特集を組んでみました。『扶養の範囲内で働く』という言葉はよく耳にするかと思いますが、所得税?社会保険?などなど具体的にということなのかわかりづらい面もありますよね。わたしもかねてより特集を組みたかったテーマの1つでした。そこで今回はオフィスタの人事管理部担当者が扶養について解説をしていますので、主婦やママさんをはじめ、企業の総務・人事ご担当者さまも必見ですよ。

“はたらきたいという気持ちを大切に“そして”家庭もお仕事も大切に“

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指して働く女性/ママさんを応援します。

今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでくださればと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか?オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-5245-4640

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーも上記から閲覧できます。

(C)2008 OFFISTA

☆☆特集『情報リテラシーを身につけよう』☆☆

寄稿：荒木亜紀子

はじめまして。ただいま子育て真っ最中の荒木と申します。普段は病院図書館の司書をしております。病院図書館というと聞いたことがない方が多いと思いますが、患者さん向けの図書館ではなく、医師や看護師などの医療従事者向けの図書館です。主に診療のための文献や情報をサーチする業務をやっております。

皆さんは「情報リテラシー」という言葉をご存知でしょうか。我々の分野の業界ではよく使われる言葉なのですが、**情報を自分の目的に適合するように使用できる能力のこと**を言います。現代はたくさん情報で溢れかえっています。何か調べ物をしようとインターネットで検索してみると数え切れないほど検索結果が出て、どれが本当の回答か困ることが少なくないと思います。

さて、職業柄、情報リテラシーを持っていると自負していた私ですが、つい先ほど情報に振り回されてしまった出来事がありました。はじめての出産を終え、ホッとする間もなく赤ちゃんのお世話が怒涛のようにはじまりました。てっきり出産すれば自動的に母乳が出るものと思い込んでいましたが、いざ蓋を開けてみれば全然出ず、非常に焦りました。すぐるようにインターネットで検索し、提示されているもの全て試しました。

あるサイトでは母乳の出が良くなると言われていた食物が、別のサイトでは悪くなると書いてあり、非常に混乱しました。今になって振り返ると、**冷静に情報を吟味すれば混乱することなかった**と後悔しています。

情報の真偽を見分けるポイントは信用できるサイトか、典拠や出典が明記されているか、執筆者の所属、名前が記載されているかなどが挙げられます。皆さんも調べ物をするときは、**ヒットしたサイトに書かれていることを鵜呑みにせず、それが正し**



い情報なのかを常に疑いながら情報を入手されることをおすすめします。インターネットでのスピーディな情報収集が当たり前の昨今、この情報リテラシーはお仕事においても日常生活においても現代人に必要不可欠な能力と言えるでしょう。

みなさまにも是非、情報リテラシーを念頭に仕事に家事にとご活躍されることを、同じ働くママさんとしてお祈りするとともにエールを贈りたいと思います。

プロフィール

荒木亜紀子（あらきあきこ）

絵画展企画営業を経て、公共図書館勤務～病院図書館勤務のママさんワーカー。出産前はオフィスタのスタッフとしても活躍。現在は育児休暇中。趣味はお酒、映画鑑賞、友人と語らうこと。母乳育児のため大好きなお酒を断つ日々だが可愛い我が子のため我慢。出産後エコに目覚め、布オムツを使うなど問題意識を持って毎日過ごしている。

派遣クイズ

電話がかかってきたときに受話器を取るタイミングとして適切なのはどれでしょう？

（周囲に社員の方もいる状況で、電話を取らないで欲しいという指示は受けていないものとする）

（答えは最終ページ）

- ① 1コールで受話器を取る。
- ② あまり早すぎるのも考えものなので3コール程度。
- ③ 社員の方がいる状況では、社員の方より率先して電話にでるべきではない。



☆☆育児中の女性お助けコーナー☆☆

オフィスタ広報・宣伝部

『お仕事で疲れた日でも安心の簡単クッキング』

毎日の献立は悩みの種ですね・・・しかも働いていると簡単でおいしいものが嬉しいですよ！
お手頃な食材を取り入れつつ簡単レシピをご紹介します♪
今回も前回に続いてアスパラを使ってみました！

～アスパラときのこのオイスターソース炒め～

<材料>

グリーンアスパラ	2束
椎茸	1パック
オイスターソース	適量
塩	少々
こしょう	少々
サラダ油	適量

<調理方法>

アスパラを5～6cmの長さに切り、炒める。
軽く塩・こしょうをし、さらに炒める。
次に細切りにした椎茸を加え、軽く火が通るまで炒める。
オイスターソースを加え、まんべんなくからめて更にひと炒めして完成☆☆

オイスターソースのかきエキスによって、コクがすごくあります！
時間がないときなどのおかずの一品にぜひ作ってみてください☆^(*^▽^)V

☆☆PCおたすけコーナー☆☆

オフィスタ総務部

一般事務のお仕事でエクセル・ワードを使う機会が多いと思いますが、求められる場面が多い反面、意外と使いこなせる人が少ない「差し込み印刷」機能について簡単マニュアルをまとめました。(作成：オフィスタ人事管理部)

マニュアルは無料配布をしておりますので、希望者は下記メールへお気軽にお申し付け下さい。
申し込みメールアドレス：info@offista.com

☆☆オフィスタからのお知らせ☆☆

オフィスタ総務部

オフィスタが公式ブログ発信開始しました

オフィスタ公式ホームページ内のコーヒー・ブレイクコーナーにオフィスタが発信するブログを開設しました。スタッフのみならず企業・団体さまへ派遣会社の視点から日々感じたこと思ったことを綴っているウィークリー・コラム集です。情報提供の場として公開していきますので、是非覗いてみてください。

<http://www.offista.com/coffee/index.html>



☆☆お仕事情報コーナー☆☆

年末だけの短期のお仕事！

(派遣)
出版社での書籍編集の補助業務(神田神保町)

大手出版社での発行書籍の編集作業のお手伝いです。一般事務のお仕事も含まれます。未経験者でも歓迎いたします。

勤務形態：派遣 勤務期間：短期(年末まで)
勤務時間：9:30～17:30(内休憩60分)
業種/職種：一般事務(受発注業務など)
勤務地：メトロ半蔵門線 神保町から徒歩3分
スキル・経験：簡単なエクセル・ワード

このお仕事はメルマガ愛読をいただいている方だけにお届けしている非公開のお仕事です。
エントリーはメールまたはお電話にて受付しております。

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

★☆☆ハケン情報・行政ニュース★☆☆

特集『扶養の範囲内ではたらくということ』

執筆：オフィスタ人事管理部

監修：オフィスタ顧問社労士 大滝岳光

「よく扶養の範囲内ではたらく」という言葉を聞かれることと思います。オフィスタも育児とお仕事で頑張るママさんが多いためよくご相談を受ける事項です。今回はこの扶養って何？ということをご説明してみます。

扶養枠でよく 103 万円～130 万円といわれますが、どう違うのですか？いくら範囲内にすればいいのですか？という質問が多数です。実際どういうことか簡単ですが説明しますと、**103 万円というのは所得税の扶養枠の限度で、130 万円というのは保険の扶養枠の限度です。**

【所得税】

収入に比例しますので、配偶者控除がある場合でも、段階的に控除額が減ってしまうため、どの金額がご夫婦の手取りで一番有利になるか正確に出すのが困難です。というのも臨時収入（残業代なども含む）などの不確定な収入も含まれて確定することですので、ご就業時点で年収いくらと正確にだせない部分があります。所得税は1月から12月までの年収が103万円以下であれば、所得税が課税されません。100万円以下であれば住民税も課税されません。また、103万円を超えても、生命保険料控除や医療費控除があれば、その控除額だけ103万円を超えても課税されません。年収が103万円以下であれば、扶養家族として、扶養控除（妻の場合は配偶者控除）が適用され、所得税で38万円・住民税で35万円の控除が有りますので、所得税や住民税が安くなります。

【社保・年金】

年収が130万円未満でしたら、配偶者の扶養（本人の保険料負担は0円）になれます。ですので配偶者の社保・年金の扶養枠内で、扶養されて働くことが、ご夫婦の手取りが一番多いと思います。普通は勤務先で社会保険に加入するのが基本で、この場合、扶養者にはなりません。ただし一週間の勤務時間や出勤日数が、正社員の4分の3以下（だいたい週30時間以下）であれば、勤務先で社会保険に加入する必要はありません。例えば週3日勤務などが4分の3以下でのご就業のケースです。つまり、勤務先で社会保険に加入出来ないの、社会保険の扶養（健康保険の被扶養者と、配偶者の場合の年金の3号被保険者）になれます。条件は、勤務してからの収入見込額が130万円以下の場合です。（こちらは想定年収額でよい）収入見込額が130万円を超えると、ご自分で市の国保に加入し、国民年金に切り替える必要があります。

これらを簡単に4つに分類してみますと、

①年収 100 万円以下

所得税・住民税は非課税、扶養控除が受けられます。社保も扶養のままです。（週1～2日のアルバイトやパートの人など年収数万～数十万円程度の方がこのケースです）

②年収 100～103 万円以下

所得税は非課税、扶養控除が受けられます。社保も扶養のままです。（扶養103万以内とよくいわれるのはこれを指します）

③年収 103～130 万円以下

所得税の限度額103万円を越えてしましますが、保険の限度額130万円は超えていません。ですので、社保は扶養のままですが、所得税や住民税では、負担が増えることとなります。ですが、所得税負担が多くなりますが、比例して本人の手取額も増えていることも事実です。

④年収 130 万円以上

所得税の限度額103万円を越えてしましますし、保険の限度額130万円も越えてしましますので、所得税も保険も完全に扶養枠ではありません。（いわゆる扶養から外れることを指します）

このことから扶養の方は①はパートなどのお小遣い程度の人、④は論外ということで、②または③を選ぶ場合が多いです。②は最も無難な選択ですが納めるのがかなり窮屈になります。③は負担が多くなった分と、本人の増えた手取り額の差額を計算してどちらが有利かということになります。これを計算したいところではありますが、正確な収入はもってみるまで不確定なため計算できないと思われます。③でもそれほどデメリットはないはずですが、ご主人の勤務先企業の扶養手当等に係わる場合もありますのでご注意ください。

また、最近では企業や官公庁関係団体から、扶養の範囲内でのスタッフさんの募集が増えてきています。また扶養についてのご相談を受ける機会も増えてきています。扶養の範囲内ではたらくたい人が増えてきて、扶養の範囲内ではたらく人を求める企業・団体がその環境を提供していただける機会が増えてきています。ママさん派遣を中心に運営するオフィスタとしては企業もスタッフも扶養という条件がマッチして雇用の活性化につながることはうれしい限りです。

扶養についてのご相談はオフィスタ人事管理部までお気軽にお問い合わせ下さい。また、オフィスタに登録している方は就業の有無に関係なくオフィスタの顧問社会保険労務士への相談が無料でおこなえます。

オフィスタの派遣ニュース・コーナーでは、お仕事に関する情報や解説、業界関係ニュース、各省庁より発表された行政報道情報をお届けしております。

<http://www.offista.com/press.html>

☆☆Q&Aコーナー☆☆

投稿：KRさん 29歳女性

Q. PC入力業務というお仕事と聞いていたのですが実際はコピー取りやお茶出しといった庶務業務が多々あります。契約外のお仕事としてお断りしても良いのでしょうか？

A. PC入力業務は、いわゆる26業務といわれているもので「受け入れ期間の制限がない業務」です。従ってコピー取りやお茶出しの庶務業務はいわゆる自由化業務で、とくに個別契約書、就業条件明示書で規定していないかぎり派遣先で命令されても、契約外として断っても問題ありません。庶務の業務がPC入力業務の1割を超えれば、26業務として扱われず、1年を超えた段階で、派遣先で派遣先の直接雇用申込み義務が発生することになり、派遣先にも派遣元にも重大な影響がでてきますので契約外の仕事を選ばれたときは、契約書に記載の申立者へ相談してみるのがよいでしょう。

…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝先生（神奈川県立産業技術短期大学講師）と馬場先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/melmaga.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

MEMO :

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

秋まただ中でこれから本格的に冬がやってきますね。この時期は風邪を引いたり体調を崩されたりすることが多いので日頃からの注意が必要です。12月はクリスマスや年末年始と慌ただしくなり、お子様も学校が冬休みに入ってきたりと何かと公私にわたってバタバタして行く時期かと思えます。そんな忙しい時期を迎える前の静かな落ち着いた11月という季節がわたしは好きです。「読書の秋」とはよく言ったもので、こういう静かなときは本を片手にティー・ブレイクがとても似合いますね。

ちょっとしたひとときに本誌オフィスタNEWSもご愛読いただけましたら嬉しいです。

・・・読書するまもなく来月号の編集会議がはじまりそうですが・・・

hiroko 記

オフィスタNEWS 第6号作成委員

編集長	kazuyo	オフィスタ広報・宣伝部
編集	naosan	オフィスタ総合管理室
監修	makoto	オフィスタ総務部
執筆	hiroko	オフィスタ広報・宣伝部
協力	大滝岳光社会保険労務士事務所	
寄稿	荒木亜紀子	
参考	社会保険事務所扶養控除関係資料	

派遣クイズの答え：① 1コールで受話器を取る

電話は「取らないで欲しい」という指示を受けていない限りは率先して出ることが望ましく、早いに越したことはありません。電話をかけてきた相手の方にも好印象ですし、テキパキとお仕事に取り組む姿勢は電話への迅速な対応に表れます。

特に電話対応は慣れの部分が大きく、様々なケースを経験していくことで自信になります。就業直後はなかなか電話が鳴っていても手を出しにくい気持ちはよくわかりますが、まずは勇気をもって頑張って慣れていきましょう。

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。

この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/9:30~17:30（土・日曜日、祝日を除く）